

○国民健康保険運営の都道府県単位化

	改正前(～平成29年度)	改正後(平成30年度～)	
財政運営(※1)	市町村	都道府県	都道府県が「運営方針」を策定(※3)
保険料賦課(※2)・徴収	市町村	市町村	
資格管理	市町村	市町村	
保険給付	市町村	市町村	
保健事業	市町村	市町村	

※1 都道府県

- ・市町村ごとの「事業費納付金」及び「標準保険料率」の決定
- ・医療給付に必要な費用の全額を市町村に支払う

※2 各市町村

- ・都道府県が示す市町村ごとの「事業費納付金」を納めるために必要な「標準保険料率」を参考に、保険料率を決定（大阪府内市町村は府内統一保険料率に）

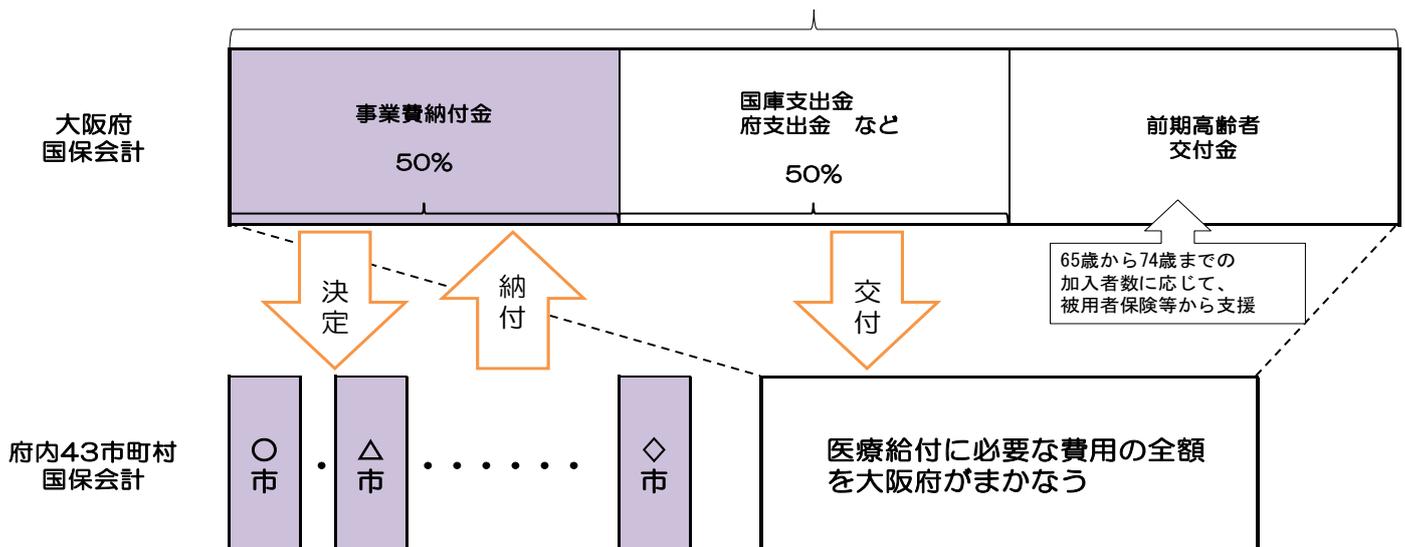
※3 大阪府国保運営方針

- ・国民健康保険の安定的な財政運営、並びに国保事業の広域化・効率化を推進するための「統一的な方針」として、府国保運営協議会への諮問等を経て、大阪府が策定。

○国民健康保険の財政スキーム

《例：医療分》

府内43市町村の「窓口負担(2割～3割)を除いた医療給付費」
(医療費や診療報酬改定等で増減)



※国民健康保険事業費納付金

- ・市町村ごとの「被保険者数」・「世帯数」・「所得水準」に応じて按分
- ・収納率は市町村ごとの実際の収納率を勘案して算出
- ・市町村ごとの医療費水準は考慮しない

国民健康保険に加入されている世帯は、医療分保険料とは別に、後期高齢者医療制度に対する現役世代からの支援金となる後期高齢者支援金分保険料と、40歳から64歳までの方がおられる世帯のみ、介護保険制度に納めるための介護分保険料をご負担いただく。

○税制改正に伴う保険料の軽減判定所得基準の変更

○令和3年1月1日施行の税制改正（給与所得控除額や公的年金等控除額を10万円引き下げ、基礎控除額を10万円引き上げる等）に伴い、国民健康保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要がある。

○一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方が2人以上いる世帯は、見直し後に国民健康保険料の軽減割合が縮小する場合や軽減対象から外れる可能性があることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定基準が変更された。

【見直し前】

7割軽減 基準額 = 33万円

5割軽減 基準額 = 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数等

2割軽減 基準額 = 33万円 + 52万円 × 被保険者数等

【見直し後】

7割軽減 基準額 = **43万円** + 10万円 × (給与所得者等の数-1)

5割軽減 基準額 = **43万円** + 28.5万円 × 被保険者数等
+ **10万円** × (給与所得者等の数-1)

2割軽減 基準額 = **43万円** + 52万円 × 被保険者数等
+ **10万円** × (給与所得者等の数-1)

軽減判定所得基準の見直しを行うことにより、給与所得世帯や年金所得世帯においては、令和2年度と同様の軽減が適用となる。

事業所得等の世帯においては、基準額が10万円引き上げられることにより、軽減割合の拡大や新たに軽減対象となる場合がある。

○軽減判定基準の見直しによる軽減対象世帯の増

・ 5割軽減 → 7割軽減：約 3,600 世帯の増 ・ 2割軽減 → 5割軽減：約 2,500 世帯の増 ・ 軽減なし → 2割軽減：約 2,200 世帯の増

○新型コロナウイルス感染症の国保会計への影響

- ・ 緊急事態宣言が発令されていた4・5月は一人当たり医療費が激減、受診控えによる影響と考えられる。
- ・ 6月は約1%減、7月約3%減、8月約2%減。9月・10月は前年度を上回ったが、11月は再び約2%の減となり、新型コロナウイルスの感染状況に応じて一人当たり医療費が増減している状況である。

本市の医療給付費の状況（一人当たり医療費（10割）の推移）

（ ）は前年度比伸び率

	3月診療分	4月診療分	5月診療分	6月診療分	7月診療分	8月診療分	9月診療分	10月診療分	11月診療分
R2年度	30,486円 (▲0.66%)	27,393円 (▲9.3%)	25,537円 (▲12.5%)	29,218円 (▲0.69%)	30,400円 (▲2.83%)	28,757円 (▲1.67%)	29,328円 (0.75%)	31,691円 (3.65%)	29,169円 (▲2.27%)
R元年度	30,689円 (▲0.48%)	30,203円 (6.66%)	29,183円 (▲0.58%)	29,420円 (0.91%)	31,286円 (6.94%)	29,245円 (0.67%)	29,110円 (7.55%)	30,576円 (0.00%)	29,847円 (1.78%)
H30年度	30,836円 (▲0.24%)	28,316円 (▲3.02%)	29,352円 (2.41%)	29,154円 (0.13%)	29,257円 (2.56%)	29,050円 (1.88%)	27,066円 (▲3.57%)	30,577円 (4.58%)	29,324円 (3.34%)
H29年度	30,911円 (-)	29,197円 (-)	28,662円 (-)	29,116円 (-)	28,527円 (-)	28,514円 (-)	28,068円 (-)	29,239円 (-)	28,376円 (-)